

行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システム実施要綱

平成26年10月30日 26福保高在第478号
一部改正 平成27年 6月 1日 27福保高在第 90号

1 目的

行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システムは、認知症の人及び認知症の疑いのある人（以下「認知症高齢者等」という。）が、徘徊等により行方不明になった場合、又は徘徊等により身元不明となった認知症の疑いのある人（以下「身元不明認知症高齢者」という。）を保護した場合に、東京都（以下「都」という。）が運営する行方不明認知症高齢者等情報共有サイト（以下「情報共有サイト」という。）等を活用して、広域的に情報を周知することにより区市町村を支援し、もって事態の早期解決を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 行方不明者の検索について

区市町村は、家族や施設等関係者から認知症高齢者等が行方不明になった旨の連絡を受け、広域的な検索が必要と判断した場合、情報共有サイトを用い、都内の各区市町村へ情報を周知することができる。

(2) 身元不明者の照会について

身元不明者を保護した場合も（1）に準じて、情報共有サイトを用い、各区市町村へ当該身元不明者について照会することができる。

3 扱う情報の範囲

別途、実施要領において定める。

4 実施区域

(1) 情報共有サイトを使用できるのは、原則として、都内区市町村とする。

ただし、都と他道府県で合意に至った場合、他道府県も情報共有サイトを使用することができる。その場合、使用できる機能は、閲覧のみとし、情報の入力、更新等ができないものとする。

情報共有サイトを使用できる他道府県については、別途、実施要領において定める。

(2) 都と合意に至った場合、警視庁も情報共有サイトを使用することができる。その場合、使用できる機能は、閲覧のみとし、情報の入力、更新等ができないものとする。

5 情報提供等の方法

(1) 広域的な情報周知を希望する区市町村は、情報共有サイトに所定の事項を入力する。

(2) (1) により情報が入力された場合、自動的に電子メールにより一斉に都内区市町村へ情報が入力された旨の通知が送付される。

- (3) (2) により電子メールを受け取った区市町村は、情報共有サイトを閲覧し、当該情報を入手する。
- (4) その他、情報共有サイトの使用に当たり必要な事項は、別途、実施要領において定める。
- (5) 情報共有サイトを使用することができない区市町村は、当面の間、電子メール又はファクシミリにより情報提供を行うことができることとする。この場合の情報提供方法等については、別途、実施要領において定める。

6 検索・照会の解除

- (1) 情報共有サイトを使用し情報周知を行った区市町村は、行方不明認知症高齢者等が発見された場合、又は保護された身元不明認知症高齢者の身元が判明した場合など、事態が解決したときには、5に準じて、速やかに情報共有サイトに所定の事項を入力することにより、検索・照会の解除を行わなければならない。
- (2) その他、情報共有サイトを使用した検索・照会の解除に関し必要な事項は、別途、実施要領において定める。

7 実施に当たっての留意事項

- (1) 情報共有サイトを閲覧することにより情報提供を受けた区市町村は、徘徊SOSネットワークなど、地域における取組を活用し、関係機関等に対する当該情報の速やかな伝達に努めることとする。
- (2) 身元不明認知症高齢者を保護した区市町村は、当該身元不明認知症高齢者の身元が判明したとき、及び保護した後に新たに身元につながる情報等が判明したときは、情報共有サイトに入力した情報を更新することなどにより、警察との積極的な情報共有に努めることとする。

8 その他

詳細は、実施要領において定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年 6月 1日から施行する。